

不祥事防止のためのセルフチェック (R6. 12 改訂版)

1 飲酒運転関係 ※「車両」とは「自動車・オートバイ・自転車」等のことです。

No.	チェック項目	はい	いいえ	非該当
1	飲酒を伴う席に参加するときは、車両を自宅等に置いて参加している。	☐	☐	☐
2	深夜まで飲酒した場合でも、翌朝であれば車両を運転しても問題ない。	☐	☐	☐
3	飲酒運転で事故（物損・自損を含む。）を起こした職員は、原則として懲戒免職になることを理解している。	☐	☐	
4	車両を運転する者に飲酒をさせた者や同席していた者も罪に問われることを理解している。	☐	☐	

2 交通違反関係

No.	チェック項目	はい	いいえ	非該当
1	自転車に乗車する時は、運転者自身だけでなく、同乗者にもヘルメットを着用するよう努めなければならないことを理解している。	☐	☐	☐
2	千葉県では自転車損害賠償保険等への加入は義務化されていない。	☐	☐	☐
3	速度超過違反でも、懲戒処分の対象となることを理解している。	☐	☐	
4	物損事故を起こした時、人的な損害は発生していない場合は、警察や管理職に届けなくてもよい。	☐	☐	
5	車両の運転中に自転車と接触した。その際、自転車の運転手が「怪我はしていないので警察には連絡しなくても大丈夫です」と連絡しないことに同意しているのであれば、警察に届ける必要はない。	☐	☐	
6	重大な交通事故では、禁錮以上の刑に処せられる場合があるが、その場合でも失職にまではならない。	☐	☐	
7	私の運転免許証や車検証は有効期間内である。	☐	☐	☐
8	私は自家用車を公用車登録するにあたり、任意保険に加入し、対人賠償および対物賠償の保険金額を無制限で契約している。	☐	☐	☐

3 性暴力関係

No.	チェック項目	はい	いいえ	非該当
1	児童生徒の同意があれば、身体的接触やSNS等によるやり取りをしてもよい。	☐	☐	
2	児童生徒から悩みや相談を受けるといったように、目的が明確であったとしても、児童生徒と電話、手紙、電子メール、SNS（付属のメッセージ機能を含む）等を使ってやり取りをする際には原則として事前に管理職の許可等を得る必要がある。	☐	☐	
3	児童生徒を車両に同乗させていない。	☐	☐	
4	一対一で児童生徒を指導するときは、必ず事前に管理職に時間や場所等を報告し、許可を取っている。	☐	☐	☐
5	児童生徒の自宅を保護者不在時に一人で訪問してもよい。	☐	☐	
6	児童生徒の問題行動に対しては、複数の教職員で組織的に対応している。	☐	☐	
7	宿泊を伴う行事での児童生徒の見回りは、同性異性を問わず複数の教職員で担当し、一人で児童生徒の部屋に入っていない。	☐	☐	☐
8	個人的に児童生徒と学校外で会わない。	☐	☐	
9	性暴力等の防止について学校や教職員の責務を定めた法律はない。	☐	☐	☐
10	児童生徒との間でSNSのIDやアカウント、携帯電話番号やメールアドレスを管理職の許可、保護者の同意なく伝え合っている。	☐	☐	☐
11	あなたは、児童生徒から性暴力を受けた旨の相談を受けた。迅速に初期対応をするため、「いつ・どこで・誰に・何を何回程度された」等を丁寧に聞き取り、管理職へ報告した。	☐	☐	

4 ハラスメント関係

No.	チェック項目	はい	いいえ	非該当
セクハラ	1 セクシュアル・ハラスメントに当たるかどうかには、相手の判断（受け取り方）が重要になることを認識している。	☐	☐	
	2 児童生徒に限らず、同僚等に対しても、正当な理由のない身体接触（マッサージやスキンシップ等）を行うことはしていない。	☐	☐	
	3 セクハラは異性から異性に対してのものであるため、同性の間ではセクハラは成立しない。	☐	☐	
	4 自分や第三者の私生活に関すること（特に性的な内容）を語ったり、尋ねたりしていない。	☐	☐	
	5 宴会や旅行などのレクリエーションへの参加を強制したり、宴会で飲酒を強要したりすることはしていない。	☐	☐	
パワハラ	6 他の教職員の前や児童生徒の前で、激しく叱責し、指導方法や教職員としての能力を理由なく否定することはしていない。	☐	☐	
	7 特定の職員を無視したり、他の職員から隔離したりしていない。	☐	☐	
	8 仕事と全く関係のない雑用をさせたり、仕事のやり方を強要したりしていない。	☐	☐	
	9 パワハラは上司から部下への行為であるため、部下から上司へのパワハラが成立することはない。	☐	☐	
マタハラ	10 育児休暇や介護休暇等を申請する職員に対して、取得を妨げるような発言をしていない。	☐	☐	
	11 マタハラは男性職員に対しての発言も該当することを理解している。	☐	☐	

5 体罰等関係

No.	チェック項目	はい	いいえ	非該当
1	体罰は、子どもに対する人権侵害に当たることを理解している。	☐	☐	
2	「子どもの権利条約」に記載されている子どもの権利は、大きく分けると「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つである。	☐	☐	
3	令和5年4月1日から施行された「こども基本法」では、子どもの意見表明機会や子どもの最善の利益を優先して考慮すること等が規定されている。	☐	☐	
4	部活動等の指導では、児童生徒の思いや願いに応えられるように努めている。	☐	☐	☐
5	大会実績を残すためには、必要最小限の体罰であれば法律により正当化されている。	☐	☐	☐
6	ののしる、威嚇する、人格を否定する、バカにする、集中的に批判するなどの暴言（言葉の暴力）等も懲戒処分の指針において体罰の量定に準じて扱われることを認識して行動している。	☐	☐	
7	放課後に児童生徒を教室に残留させる際、児童生徒がトイレに行きたいと訴えても、教室外に出ることを許さなかったが、指導の範疇のため、問題はない。	☐	☐	
8	体罰等をしている同僚を見たら速やかに止め、その後、管理職に報告する。	☐	☐	

6 個人情報の取り扱い関係

No.	チェック項目	はい	いいえ	非該当
1	自校の「情報資産の取扱いに関する実施手順」を理解している。	☐	☐	
2	個人情報が記載された書類等は、机の上などに放置していない。	☐	☐	
3	個人情報を含むデータを、私物のタブレット端末やスマートフォン、外部記録媒体に保存していない。	☐	☐	
4	許可を得て撮影する場合でも、私物のタブレット端末やスマートフォン等の機器ではなく学校の機器を使用している。また、撮影後は、速やかに学習システム内に移して保存している。	☐	☐	
5	Facebook、X（旧ツイッター）、LINE、TikTok、インスタグラム等のSNSに、児童生徒の個人情報を載せるなどといった不適切な発信をしていない。	☐	☐	
6	個人情報を扱っていない場合でも私物のタブレット端末やスマートフォン等の機器を、原則、授業や部活動等に持ち込んだり使ったりしていない。	☐	☐	
7	紙媒体の個人情報の扱いにも細心の注意を払っている。特に、紙媒体の個人情報の提出を受ける場合には、必ずチェック表を用いて提出者を確認し、未提出者に連絡をしている。	☐	☐	☐
8	私物のスマートフォン等の端末を管理職の許可なく校内で持ち歩いてはいけないことを理解している。	☐	☐	
9	市役所内に設置された文書交換室を使用すれば、児童生徒の個人情報が記載された書類を教育委員会や他の学校等とやりとりしても良い。	☐	☐	

7 学校徴収金等の処理関係

No.	チェック項目	はい	いいえ	非該当
1	学校徴収金等の管理は預金口座で行い、やむを得ず現金で徴収し校内で一時的に保管する場合は、耐火書庫で保管・管理している。	☐	☐	☐
2	徴収金額・徴収方法等については、学校長の決裁を受け、保護者会等で説明し校長名の文書で連絡している。	☐	☐	☐
3	学校徴収金の支出にあたっては、支出伝票（伺）を作成し、校長の決裁を受けている。	☐	☐	☐
4	公金及び学校徴収金については、一時的な立て替えであっても、流用していない。	☐	☐	☐
5	ポイントカードやクレジットカードを利用して支払いをしていない。	☐	☐	☐
6	当該年度の収支終了後、速やかに会計報告を作成し、保護者に報告している。また、残額が発生したときは、次年度に繰り越したり、保護者に返金したりしている。	☐	☐	☐
7	予定価格や最低制限価格を漏らすなど公正な入札を妨害する行為は、懲戒処分となるだけでなく、刑罰が科せられるということを理解している。	☐	☐	☐

8 その他

No.	チェック項目	はい	いいえ	非該当
1	令和6年4月1日付教育長発「綱紀の保持について（通達）」や「千葉市職員の心構え」を熟読し、内容について理解している。	☐	☐	
2	勤務時間外においては、公務ではないため、いかなる行動をとっても問題はない。	☐	☐	
3	原則として、給与・賞与以外のいかなる報酬も受け取っていない。	☐	☐	
4	学校外から依頼された業務内容が、専門性を生かし、かつ校務に支障のない場合であっても、何らかの報酬等がある場合には、必ず事前に営利企業等従事許可願いを管理職に提出することを理解している。	☐	☐	
5	土地や建物の賃貸等から不動産収入を得るだけなのであれば、事前に営利企業等従事許可願いを管理職に提出する必要はない。	☐	☐	
6	各種税金・公課金その他公共料金等は、期限内に納付し、公的債権等の滞納はしていない。	☐	☐	☐
7	Facebook、X（旧ツイッター）、LINE、TikTok、Instagram等のSNSを利用して情報を発信する場合、職務に関係ないプライベートな情報であれば、どのようなことでも発信しても差し支えない。	☐	☐	
8	授業中、児童生徒が騒がしくしていたため、その様子をギガタブで撮影し使用した行為は、目的が指導のためであるので問題ない。	☐	☐	☐
9	千葉市が発行している「千葉市職員のための接遇マニュアル」を読み、みだしなみ・あいさつ・言葉づかいなどに気を付けて、児童生徒・保護者・来客等に接している。	☐	☐	